

介護保険制度

[English \(英語\)](#)

介護保険制度は、介護や支援が必要な高齢者を社会全体で支える制度です。

40歳になると介護保険に加入します。

- 3か月を超えて滞在すると認められた人

● 給付対象

- 介護や支援が必要になった65歳以上の人
- 国民健康保険や会社の健康保険に加入している人で、脳血管疾患など16種類の特定期間が原因で、介護や支援が必要になった40歳以上の人

● 保険料

40歳から64歳までの人の介護保険料は、加入している国民健康保険や、会社の健康保険の保険料と一緒に支払います。

65歳以上の人の介護保険料は、国民健康保険、会社の健康保険や後期高齢者医療の保険料とは別に、箕面市に支払うことになります。

保険料は、受給年金から差し引きます。受給年金から差し引けない場合は、預貯金口座からの振替（手続きが必要です）で支払うか、納付書を使って銀行やコンビニエンスストアで支払うことになります。

かいご いりょう ねんきんしつ
《介護・医療・年金室》

でんわ
電話：072-724-6860

ファクス：072-724-6040

かいご ほけん りょう ◎介護保険を利用する

かいご りょう ようかいご ようしえん にんてい きほん
介護サービスを利用するためには、要介護（要支援）認定または、基本チェックリスト
う ひつよう
を受ける必要があります。

ようかいご ようしえん にんてい かいごにんていしんさかい ほうもんちょうさ けっか しゅじい いけんしよ
要介護（要支援）認定は介護認定審査会で、訪問調査の結果や主治医の意見書を
かいご しえん ひつよう はんたん けつてい
もとに、介護や支援がどのくらい必要かを判断し、決定します。

きほん こうもく からだ じょうたい かくにん かいご しえん ひつよう
基本チェックリストは、25項目で体の状態などを確認し、介護や支援が必要と

はんたん りょう
判断されれば、デイサービスやヘルパーサービスを利用することができます。

しやくしよ しんせいてつづ
市役所またはライフプラザで申請手続きができます。

こうれいふくしつ
《高齢福祉室》

でんわ
電話：072-727-9559

ファクス：072-727-3539